

福岡市公報

令和5年8月10日 第6981号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目

次一

ページ

告

示

○地縁による団体の代表者の変更（第190号）	1
公 告	
○一般競争入札の実施（第224号）	2
○一般競争入札の実施（第225号）	3
○開発行為に関する工事の完了（第226号）	3
○開発行為に関する工事の完了（第227号）	4
○一の敷地とみなすこと等の認定の取消し（第228号）	4
○一定の一団の土地の区域内における建築物の位置及び構造の認定 (第229号)	5

告 示

福岡市告示第190号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年8月10日

福岡市長 高島宗一郎

区分	名称	代表者の住所及び氏名
変更前	中町隣組自治会	福岡市西区田尻二丁目10番16号 山川 征治
変更後		福岡市西区田尻二丁目11番1号 松尾 圭修

公 告

福岡市公告第224号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年8月10日

福岡市長 高島宗一郎

1 電子入札に付する事項

業種	件名	備考
舗装A	奈多香椎浜線歩道舗装工事	
	市道壱岐団地線道路改良工事（その4）	
	千早2099号線外2路線道路舗装等工事	
	神松寺線外1路線道路舗装工事	
	市道中尾1682号線外4路線道路舗装補修工事	
	市道長丘2726号線外9路線道路舗装補修工事	
	市道千代今宿線舗装補修工事	
	香椎箱崎浜線外2路線道路舗装工事	
	陽光台線道路舗装補修工事	
	吉塚695号線外舗装補修工事	
造園A	榎原桜公園整備（その3）工事	
	令和5年度アイランドシティはばたき公園整備工事（その3）	
	舞鶴公園園路整備（その7）工事	
	麦野公園整備工事	
	松崎緑地改修工事	
造園B	下臼井緑地遊歩道整備工事	
	舞鶴公園園路整備（その6）工事	

- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり配布する。
 - (1) 方法
入札情報サービスシステムにより配布する。
URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>
 - (2) 期間
この公告の日から令和5年8月22日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
午前6時から午後10時まで

福岡市公告第225号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年8月10日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 電子入札に付する事項

業種	件名	備考
建築A	令和5年度市営下山門住宅（その2地区）新築工事	総合評価落札方式

- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり配布する。
 - (1) 方法
入札情報サービスシステムにより配布する。
URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>
 - (2) 期間
この公告の日から令和5年8月24日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
午前6時から午後10時まで

福岡市公告第226号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年8月10日

福岡市長 高島宗一郎

1 工事が完了した工区の名称

第2工区

2 第2工区に含まれる地域の名称

福岡市南区三宅三丁目73番1の一部、83番1、83番4及び83番5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区舞鶴三丁目9番39号

株式会社 アライアンス

福岡市公告第227号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年8月10日

福岡市長 高島宗一郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市城南区東油山一丁目10番9、10番16、10番44、10番52、10番59、10番63及び10番65から10番75まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

福岡市公告第228号

建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき、公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、同法第86条の2第1項の規定による認定の取消しをしたので、同法第86条の5第4項の規定により次のように公告する。

令和5年8月10日

福岡市長 高島宗一郎

1 申請者氏名

福岡市住宅都市局住宅部住宅建設課長

2 認定の取消しに係る対象区域の位置

福岡市東区城浜団地1番39から1番42まで、1番44から1番47まで、1番48の一部、1番60、1番64から1番70まで、1番72から1番74まで、1番75の一部、1番76の一部、1番78、2番5の一部、2番9及び2番24

3 認定の取消しに係る認定番号

第35号

4 認定の取消しに係る認定年月日

令和3年3月9日

- 5 認定の取消年月日
令和5年7月24日

福岡市公告第229号

建築基準法第86条第2項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第8項の規定により次のように公告する。

なお、当該認定に係る図書は、福岡市役所（住宅都市局建築指導部建築指導課）において一般の縦覧に供する。

令和5年8月10日

福岡市長 高 島 宗一郎

- 1 申請者氏名
福岡市住宅都市局住宅部住宅建設課長
- 2 対象区域の位置
福岡市東区城浜団地 1番40から1番42まで、1番44から1番47まで、1番48の一部、
1番60、1番64から1番70まで、1番72から1番74まで、1番75の一部、1番76の一部、
1番78、2番5の一部、2番9及び2番24
- 3 認定番号
第13号
- 4 認定年月日
令和5年7月24日

